2023.2.24

### 倫理綱領を暫定的に制定し掲載することに当たって

一般社団法人日本臨床発達心理士会

倫理綱領は、本会の構成員が全員身につけるべき倫理の基本について述べるものです。それは、建前でも飾りでもなく、一人一人の血肉となる必要があります。そこで、本会が法人として立ち上がるのを契機に、このことについて会員みんなで考えていきたいと思いました。

今回ここにお示しする倫理綱領は、まず第一歩として示すものです。完成品ではありません。 これを元に、いろいろな機会に議論し、考えあって、より良い倫理綱領にしていきたいと考 えます。

今回お示しした倫理綱領は、綱領の名の通り、大綱です。下部に「解説」もつけました。その解説も含めて、議論していただければと思います。そして、対人援助をする発達心理の専門家として、日々精進する縁(よすが)としたいものです。

### 一般社団法人日本臨床発達心理士会倫理綱領

一般社団法人日本臨床発達心理士会

一般社団法人日本臨床発達心理士会は、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構の承認する臨床発達 心理士の職能団体として、会員である臨床発達心理士の資質と技能の向上を図り、発達心理学に基づいて 人の発達や健康及び福祉の増進に寄与することを遂行するために、この綱領を制定する。

# 1. (基本的人権の尊重)

本会会員は、その任務の遂行を通して関わるすべての人の尊厳と基本的人権を最大限に尊重する。

- 2. (すべての人の平等)
  - 本会会員は国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別等にかかわらず、全ての人に平等に接する。
- 3. (最善を尽くす努力)

本会会員は、自らの活動について、誠意と謙虚さを備え、社会的・人道的責任を自覚して最善を尽くす。

4. (資格への誇り)

本会会員は臨床発達心理士資格に誇りを持ち、資格の名を傷つけるような行為を行わない。

- 5. (対象者が主体の支援)
  - 本会会員が発達支援を行うときには、相手の心身状態および環境条件に最大限の配慮をはらう。特に活動を通して本人および関わる人に分かりやすく十分に説明をして、同意を得る。
- 6. (他職種との連携と節度)

本会会員は、支援に当たって、自らの知識や能力、状態を自覚した上で、必要な場合積極的に他職種

との連携を図るとともに、専門的職務の範囲を越えた介入や職務を越えた他職種への介入をしないよう に十分留意する。

7. (多重関係への留意)

支援対象者等に不利益が生じる多重関係については、つねに注意をする。

8. (守秘義務の遵守)

本会会員は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。本会退会後も同様とする。ただし、自傷他害や虐待などに関係する場合や法の定めによる場合、裁判に関わる事案については守秘の例外となり、要支援者と公共の福祉を考慮して対応する。

9. (研鑽を積むことの重要性)

本会会員は、研修やスーパービジョンを受ける事をはじめとして、専門職として生涯にわたり研鑽を 重ね、関係職種とも連携して質の高い支援を提供する。

10. (研究・後進育成・公開)

本会会員は、研究の推進、後進の育成、心理支援の発展ならびに普及・啓発に寄与する。その際も、関係者への倫理的配慮については最優先事項として考慮する。

11. (公共の福祉への貢献)

本会会員は、人々の発達や心理的健康と福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り提供する。

2023 年 2 月 22 日制定 2023 年 6 月 25 日一部改訂

## 一般社団法人日本臨床発達心理士会倫理綱領 解説

一般社団法人日本臨床発達心理士会

一般社団法人日本臨床発達心理士会は、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構の承認する臨床発達 心理士の職能団体として、会員である臨床発達心理士の資質と技能の向上を図り、発達心理学に基づいて 人の発達や健康及び福祉の増進に寄与することを遂行するために、この綱領を制定する。

一般社団法人日本臨床発達心理士会は、<u>定款</u>にあるように、発達心理学に基づいて人の発達や健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする職能団体です。その会員は、支援を求めている方に発達的観点からの発達支援を行うとともに、自ら発達していく存在であると言えます。その際、その活動全般に当たって「人倫の道。社会生活で人の守るべき道理。人が行動する際、規範となるもの。(精選版 日本国語大辞典)」を示そうとしたものが、この倫理綱領です。

# 1. (基本的人権の尊重)

本会会員は、その任務の遂行を通して関わるすべての人の尊厳と基本的人権を最大限に尊重する。

対人援助をする者は、その対象者の「幸せ」「福祉の向上」を目指して支援するものです。そして、そ

の「幸せ」や「福祉」への支援は、まずもって、近代社会において人類の英知を集めてまとめられた「すべて 人は」という観点、「人間の尊厳」という概念、「基本的人権」という概念を理解し、それを尊重することから始ま ります。

それらは、1946年の日本国憲法、1948年の世界人権宣言をはじめ、国際人権規約、子どもの権利条約、障害 者権利条約等々の文書にまとめられています。それらの精神を身につけることが、倫理の第一歩であると 言えます。

また、本会のすべての活動に従事するに当たって、会員、非会員を問わず、関わるすべての人に対して、身体的または精神的苦痛や傷害、不利益等を与え、相手の人権や尊厳を侵害するすべての行為を行わないことは、当然のことです。

## 2. (すべての人の平等)

本会会員は国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、家柄、社会的地位、年齢、性別等にかかわらず、全ての人に平等に接する。

私たちは、多様性の社会に生きています。にもかかわらず、一方では「同調圧力」「異質の排除」が存在し、それが多くの人の苦しみの根源にもなっています。対人援助に携わる会員はそのことを見据え、対象者にどんな背景があったとしてもまずはそれを理解し、発達支援を通して支援対象者の苦しみを解決していくために尽力したいものです。そのためには、すべての人に対して完全に平等に接することがその出発点となると考えるものです。

## 3. (最善を尽くす努力)

本会会員は、自らの活動について、誠意と謙虚さを備え、社会的・人道的責任を自覚して最善を尽くす。

会員は、発達心理学について習得に努め、研鑽を深め、そして、今もなおその研鑽を深めつつある者です。 従って、支援対象者よりもその点については一歩前を歩いていると言えるかもしれません。しかしそのこと によって支援対象者よりも「優れた存在である」といえるでしょうか。確かに会員は発達心理学の知識・技能 を持って対象者に影響を与え、そのことで対象者の発達を促すことを目指します、が、同時に対象者から様々 なことを学び、自らも成長・発達していくはずです。

自らの活動が対象者やその周囲の環境に影響を与えるという点では、その方の人生に影響を与えうるという社会的・人道的責任を自覚すると共に、その際、誠実にその方やその周囲と向き合うことも求められますし、同時にその活動の中でその方やその置かれている環境から自らも学ばせてもらうという謙虚な姿勢が求められるのではないかと考えます。

#### 4. (資格への誇り)

本会会員は臨床発達心理士資格に誇りを持ち、資格の名を傷つけるような行為を行わない。

臨床発達心理士という資格は、日本にある心理資格のうちで唯一、生涯にわたる発達支援を焦点にした心理資格であるという特質を持つものです。「発達支援」は様々な定義がされますが、対象者本人の主体

性を尊重することや、その人生全体に関わることであること、ポジティブに変化していくことを支えることであること等、優れて相互作用によってなりたつものであり弁証法的な営みであると言えます。そういう先進的な支援を行う「臨床発達心理士」を名乗る者が発達支援を担うものとして、違法行為を行わないことだけでなく、社会的信用を失うような行動をしてしまうと、それは本会会員、臨床発達心理士全体に影響を及ぼしてしまいます。自らが臨床発達心理士の一員であることを深く自覚して、責任のある行動を心がけたいものです。

#### 5. (対象者が主体の支援)

本会会員が発達支援を行うときには、相手の心身状態および環境条件に最大限の配慮をはらう。特に活動を通して本人および関わる人に分かりやすく十分に説明をして、同意を得る。

本会正会員である臨床発達心理士は、発達心理的支援の「専門家」です。準会員はそれを目指す者として臨床発達心理士と共に発達支援に携わることがあるでしょう。その支援の際に留意すべきことは、支援をされる側」の状況をしっかりと把握し、それに合わせた支援を実施することです。それを顧みず専門家の都合で支援をするということは、支援を受ける側から見ると「迷惑」「お節介」時には「発達の邪魔者」に過ぎません。今の対象者の心身の状態、様々な条件、今それを実施してもいいのか、疲れたり情動の不全があったりしていないか、他に今その人が対応しなければならないことがないか、等のことを見極めて、支援を実施することが求められています。

同時に「インフォームドコンセント」も必須です。「これから、何のために何をするのか。そのとき、期待される成果は何か、懸念されることは何か」ということを説明し、同意を得て実施しなければなりません。相手が年少であったり知的発達の遅れがあったりしたとしても、理解可能な方法で伝えることと保護者に同意を得ることとは、必ず行わなければならないことです。それを行って初めて、対象者の人間の尊厳を尊重したと言えると思います。人間としての尊厳を尊重しない支援は支援ではないと心得るべきでしょう。

#### 6. (他職種との連携と節度)

本会会員は、支援に当たって、自らの知識や能力、状態を自覚した上で、必要な場合積極的に他職種との連携を図るとともに、専門的職務の範囲を越えた介入や職務を越えた他職種への介入をしないように十分留意する。

本会会員もまた、発達途上の人間であると心得るべきでしょう。一人一人の臨床発達心理士の能力には限界があります。その自らの限界を的確に把握していることも、臨床発達心理士として必要な資質であると言えます。そして、「できること」の範囲で支援を行うことが「責任を持った支援」です。また、「できないこと」は他の臨床発達心理士に支援を求め、「チーム」として支援することも重要なことです。

また、「臨床発達心理士」の専門性を超えたことについても、みだりに手を出すことははばからねばならないことです。それを専門とする他職種と連携することで、必要な支援を届けるようにしたいものです。

EBP(エビデンスベースドプラクティス=根拠のある実践)ということが言われますが、EBP は APA(ア

メリカ心理学会)の定義によると「対象者の特徴、文化、優先事項に照らして、最良の利用可能な研究成果を、臨床技能に統合すること(<u>APA.2006</u>)」とされています。自らの「臨床技能」を超えた行いは、支援対象者の不利益につながると心得るべきでしょう。

### 7. (多重関係への留意)

支援対象者等に不利益が生じる多重関係については、つねに注意をする。

また、支援対象者と、その支援の関係ではない別の社会的関係を持つこと(多重関係)は適切でない場合が多くあります。例えば、支援者と被支援者でありながら、物品や機会の販売者と購入者の関係になること、成績の評価者と被評価者の関係になること、あるいは恋人関係になること、等々、支援者とその対象者である関係以外の様々な関係をもつことが、被支援者の不利益であったり被支援者を支援者の意のままに誘導することになったりすることがあります。多重関係にならないことです。

### 8. (守秘義務の遵守)

本会会員は、業務上知り得た個人情報についての秘密を遵守し、情報の発信や公開には細心の注意を払う。本会退会後も同様とする。ただし、自傷他害や虐待などに関係する場合や法の定めによる場合、裁判に関わる事案については守秘の例外となり、要支援者と公共の福祉を考慮して対応する。

発達心理的支援を行うときには、様々な個人情報に接します。また、それが必要です。従っていろいろな個人情報を収集しますが、それは、目的外に使ってはいけないことは自明のことです。その情報の保管についても、流出しないように十二分の注意を払います。とりわけ電子データには特別な注意が必要です。情報は鍵のかかる保管庫にしまうことや、PCのセキュリティーを厳重にすること等、個人情報を取り扱う者としての責任を果たしましょう。

同時に、支援のために関係する支援者間で必要な情報を共有することが被支援者にとって有益である場合、その関係者は「集団的守秘義務」があると考え、自ら収集した情報でなくても取り扱いに最大の注意を払います。

また、支援や研究のために個人情報に関わることを共有・開示する場合は、共有・開示することの許諾を本人または(及び)保護者、関係機関より得ると共に、個人が特定されないようにすること、支援や研究に必要な最低限の情報にとどめ不要なものは載せないこと、等に留意することが必要です。

これらの知り得た個人情報に対する守秘義務は、その支援終了後、あるいは、その立場を離れた後、臨床発達心理士でなくなった後、等も変わらず継続し、いわゆる「墓場まで持って行く秘密」であると肝に銘じておきたいものです。

ただし、自傷他害や虐待などに関係する場合や法の定めによる場合、裁判に関わる事案については守秘 の例外となり、要支援者と公共の福祉を考慮して対応することとなります。

#### 9. (研鑽を積むことの重要性)

本会会員は、研修やスーパービジョンを受ける事をはじめとして、専門職として生涯にわたり研鑽を

重ね、関係職種とも連携して質の高い支援を提供する。

本会会員の主たる役割は、支援を必要としている方に発達心理学的支援を届けることです。発達心理学の知識や技能は日進月歩で変わっています。その最良の知識技能で支援をすることが、被支援者に対する会員の責任であると言えます。従ってすべての会員は常に研修に勤しみ、自らの技能を磨き続けることが責務となります。特に知識を得るだけではなく、自らの実践を他の臨床発達心理士に見てもらいその助言を受けること(スーパービジョン)は、最も重要な研修であると言えます。一定期間の内にスーパービジョンを受けるように意識的に努力することが求められます。

同時に、臨床発達心理士ではない関係する他の職種からも「コンサルテーション」を受けて自らの見識を 広げていくことは、他職種と連携して質の高い支援を届けていくためにとても重要なことです。他職種か らのコンサルテーションを受けつつ、他職種と協働して、つねに質の高い、有用な支援を届け続けていきま しょう。

#### 10. (研究・後進育成・公開)

本会会員は、研究の推進、後進の育成、心理支援の発展ならびに普及・啓発に寄与する。その際も、関係者への倫理的配慮については最優先事項として考慮する。

発達心理学に関する知識や技術は、日進月歩です。会員は、その研究の成果を享受するにとどまらず、その研究に寄与することも求められています。実践から得られる知見が研究を深めますし、研究の進展が実践を高めます。「研究者的実践者」「実践者的研究者」と言うわけです。幸い本会には、主として研究に従事している会員、発達心理学とその周辺諸科学の教育に従事している会員も多数存在します。主として実践(臨床)に携わっている会員と研究・教育に携わっている会員が協力して、実践的研究、研究的実践の進展に努力していきたいものです。知識や技能を独占せず、できるだけ共有することも、本会会員の行うべきことだと考えます。すべての会員が、そういう観点を持つことが求められていると言えます。また、大学等教育機関での教育にとどまらず、先達が後進を指導し育成することも、本会会員が意識的に取り組むべきことがらになります。準会員制度はその一つの表れとして制定されました。発達心理的支援に従事していたり、これからそれを目指したりしている人を「準会員」として迎え、推薦者を軸として、準会員が臨床発達心理士資格を取得できるように支援する等の中で、準会員の成長・発達を期したい

### ものです。

本会会員のやるべきこととして、誰もが必要なときに発達心理的支援を受けることができるということを広く知らせること、発達心理学的基礎知識を広く知らせることでいろいろな人が自らの発達を遂げていくことに貢献すること、等に留意する必要があります。士会のホームページや公開講座等の機会も活用して基礎的知識や技能を広めることが、すべての人の発達や健康に寄与できるものです。

研究等に参加してくださる方の個人情報の保護、途中離脱の自由も含めたインフォームドコンセントの 徹底、非人道的な研究の禁止等も、必ず留意すべきことです。

#### 11. (公共の福祉への貢献)

本会会員は、人々の発達や心理的健康と福祉の向上のために、自己の知識・技術・経験を可能な限り

提供する。

本会会員は、自らが持っている知識や技術・経験などを、必要なときに積極的に提供する ことが求められます。常にそれが提供できることが望ましいですが、とりわけ昨今頻発して いる災害や、あるいは人為的な危機の事態においては、取り分け、そうです。

それは、会員一人一人の鋭い感受性が求められます。また、日常的な地域社会との関係性の構築も求められます。

本会会員は社会的な存在であるということを自覚し、必要なときに必要な役割が果たせるように、常に準備しておくことが望ましいと言えます。

ただし、個人の生活を犠牲にしてまで行うことは求められていません。人の幸せのために対人支援をする人は、自らが幸せな状態でないと、適確な支援はできません。まずもって自らが幸せに暮らしていけるように取り組むことが、他者の幸せに貢献できる自己を育むものであると、考えたいと思います。